

福岡県森林審議会森林保全部会次第

日 時 : 令和6年11月22日(金) 9:30～
場 所 : 吉塚合同庁舎 8階 Y801会議室

1 開会

2 農山漁村振興課長挨拶

3 委員紹介

4 部会長挨拶

5 議事

諮問事項

(1) 宮若市四郎丸字塔ノ元388番1外における事業場用地の造成

6 閉会

福岡県森林審議会森林保全部会名簿

(委員名：敬称略 50音順)

	氏 名	職 名 等	備 考
1	いま いずみ まさ ひこ 今 泉 正 彦	福岡県治山林道協会 常務理事	(部会長)
2	つぼ ね しゅう すけ 坪 根 秀 介	上毛町長	
3	とよ さだ か な こ 豊 貞 佳 奈 子	公立大学法人福岡女子大学 国際文理学部 教授	
4	なか む た は と こ 中 牟 田 は と 子	福岡市農林水産局 総務農林部長	
5	ひら かわ たつ お 平 川 辰 男	一般社団法人福岡県木材組合連合会 会長	
6	ひ わたし ゆ き 樋 渡 由 岐	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会九州支部 副支部長	
7	みぞ う え の ぶ や 溝 上 展 也	国立大学法人九州大学大学院 農学研究院 教授	
8	や の よ し ひで 矢 野 佳 秀	一般社団法人九州経済連合会 地域共創部長	



6 農振第 1 9 9 4 号

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

福岡県森林審議会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



林地開発許可について（諮問）

森林法第 1 0 条の 2 第 6 項の規定により、下記の案件を諮問します。

記

1 森林法第 1 0 条の 2 第 1 項に基づく林地開発許可について

（1）宮若市四郎丸字塔ノ元 3 8 8 番 1 外における事業場用地の造成

開 発 行 為 に 係 る 事 業 計 画 の 概 要

四郎丸工業団地造成工事

アスミオ 株式会社

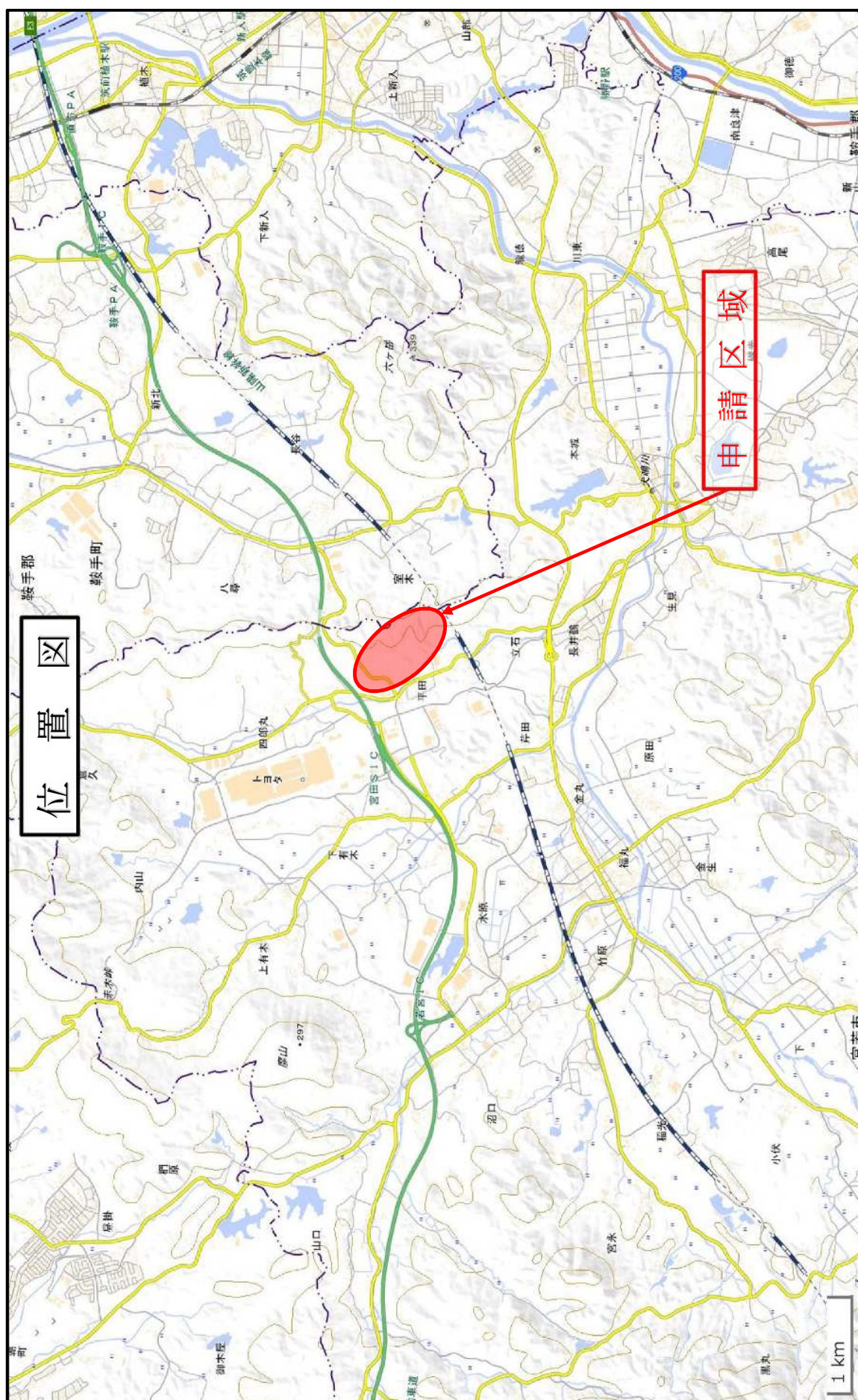
事業概要書

1	事業名	四郎丸工業団地造成工事		
2	申請者	(住所) 福岡市西区大字羽根戸 159 番地の 4 (氏名) アスミオ. 株式会社 代表取締役 吉岡 澄男		
3	開発行為に係る森林の所在場所	宮若市四郎丸字塔ノ元 3 8 8 番 1 外		
4	開発行為の目的	事業場用地(倉庫等)の造成		
5	開発区域の全体面積	38.3635ha		
	開発行為をしようとする森林の土地の面積	24.0518ha		
	開発行為に係る森林の土地の面積	18.5932ha		
6	土地利用計画	事業場(倉庫等)	17.3414ha	45.20%
		造成森林	10.0282ha	26.14%
		残置森林	5.4586ha	14.23%
		その他山林	0.5891ha	1.54%
		防災施設(調整池等)	0.9887ha	2.58%
		法面等	3.3386ha	8.70%
		道路等	0.6189ha	1.61%
		計	38.3635ha	100.00%
7	地質の状況	礫混じり土		
8	森林の状況	天然林の広葉樹を主体とし、部分的にヒノキで構成される森林		

9	森林法に基づく緑地面積	残置森林	造成森林	公園その他	計
		6.0477 ha	10.0282 ha	—	16.0759 ha
10	緑地率	緑地面積／開発行為をしようとする森林の土地の面積×100 (16.0759／24.0518)×100＝66.83％			
11	造成森林の樹種緑化の方法	当該地の周辺環境に合わせて、ヤシヤブシ、クヌギを植栽する。 樹高1.0mの苗木を1ha当たり2,000本植栽する。			
12	緑地の管理者管理方法	土地所有者が残置森林及び造成森林の維持管理を行う。 年2回程度、活着状況を調査し適宜補植する。			
13	切土・盛土量	切土量	盛土量		
		1,125,722m ³		1,125,850m ³	
14	計画地外の採土又は捨土の場所及び量	事業場内で処理			
15	排水計画	排水先（河川名）：遠賀川水系 倉久川			
		水利権の有無：無			
		排水方法：			
		第1工区 1号調整池から倉久川に排水 直接放流部は既存排水路を経て倉久川に排水 第2工区 北側は2号調整池から既存排水路を経て倉久川に排水 南側は沈砂池から倉久川に排水			
		調整池規模：1号調整池 容量 約3,583m ³ 2号調整池 容量 約6,262m ³			
16	周辺地域に対する配慮の概要	土砂流出防止等の災害防止、水害発生防止のための調整池設置、 環境保全のための緑化について配慮した計画となっている。			
17	資金関係	所要事業費：造成費 40億円			
		調達方法：借入金			
18	用地の権利関係	自己所有	借地	払下（予定）	計
		36.2488 ha	1.4249 ha	0.6898 ha	38.3635 ha
19	事業期間	令和7年1月から令和10年1月まで（3年0カ月）			
20	工事施工者	アスミオ株式会社（自社施工）			
21	事業の概要説明	事業場用地 第1工区 2.6887ha 第2工区 14.6527ha			

区 分	森 林 法 第 1 0 条 の 2 に 関 す る 審 査 項 目
(1) 災 害 の 防 止 に つ い て	土砂の流出及び崩壊その他の災害防止については、林地開発行為に係る技術的基準に従い事業を実施する。切土・盛土法面は基準に適合した勾配で施工する。造成に先行して、調整池や沈砂池を設置する。また、事業の進捗に応じ場内排水路を整備し、調整池や沈砂池へ雨水の導水を行う計画である。
(2) 水 害 の 防 止 に つ い て	水害の防止に基づく検討の結果、洪水調整池を設置する。 1号調整池 容量：約3,583m³ 面積：約2,485m² 排水先：倉久川 2号調整池 容量：約6,262m³ 面積：約3,220m² 排水先：既設水路、倉久川 上記の調整池を整備し、流出量の調整を行って自然放流する。
(3) 水 の 確 保 に つ い て	土砂流出による水質悪化を防止するために、調整池や沈砂池等を設置する計画となっている。
(4) 環 境 の 保 全 に つ い て	林地開発行為に係る技術基準に基づき、25%以上の森林を配置する。 残置森林：6,047.7ha 造成森林：10,028.2ha 緑地率：66.83% 開発区域の周辺部には原則として幅5m以上の残置森林、造成森林を配置する計画となっている。また、環境影響評価を行っており、事業区域内に絶滅危惧種等の特別な配慮を必要とする生物がいないことを確認している。

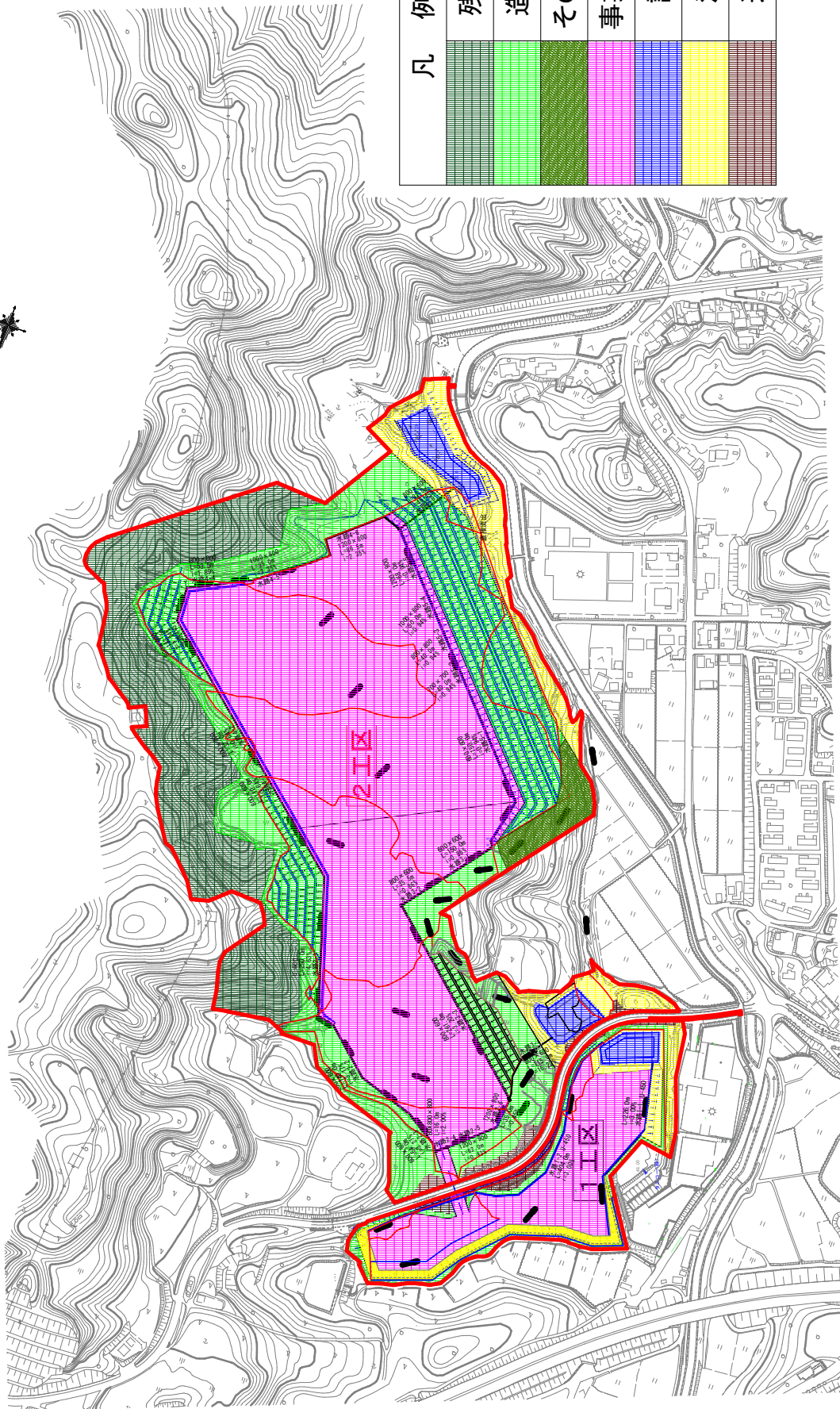
森 林 法 第 1 0 条 の 2 に 関 す る 審 査 項 目 に つ い て の 判 定	
区 分	判 定
(1) 災 害 の 防 止 に つ い て	基準に適合している
(2) 水 害 の 防 止 に つ い て	基準に適合している
(3) 水 の 確 保 に つ い て	基準に適合している
(4) 環 境 の 保 全 に つ い て	基準に適合している





土地利用計画図
S=1:2500 (A1)
S=1:5000 (A3)

宮若市四郎丸地内



凡 例	
残置森林	
造成森林	
その他山林	
事業場用地	
調整池	
法面等	
道路等	



6 宮農第 1 4 5 7 号

令和 6 年 1 月 7 日

福岡県知事 殿

宮若市長 塩川 秀敏



森林法第 10 条の 2 に関する意見

当該開発行為に関する意見は下記のとおりです

記

申 請 者	(住所) 福岡市西区大字羽根戸 1 5 9 番地 4 (氏名) アスミオ、株式会社 代表取締役 吉岡澄男
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	宮若市四郎丸字塔ノ元 3 8 8 番 1 外
開 発 行 為 の 目 的	事業場用地(倉庫等)の造成
市町村の土地利用上 からみた意見について	・ 2 号池既設排水路より放流とあるが、開発区域内の水路敷、道路、公道敷等の管理をどうするのか協議が必要。
(1) 災害防止機能について	・ 災害等により土砂の流出がないよう十分な対策が必要。
(2) 水害防止機能について	・ 農業用水に放流する場合、流下能力の計算など市と事前に協議が必要。
(3) 水源涵養機能について	・ 特になし
(4) 環境保全機能について	・ 特になし
そ の 他	・ 都市計画法の開発許可が必要。 ・ 排水のルート、調整池等詳細図を元に協議が必要。 ・ 放流先が農業用水路に影響がある場合は、地元と協議し了解を得ること。 ・ 行為に際し、降雨等による赤水等の流出が確認された場合は、申請者にて対応対策を行うこと。 ・ 騒音規制法、振動規制法に係る機器を使用する場合には届出が必要。

※(1)、(2)、(3)、(4)についての記載要領

- (1)森林の現に有する災害防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあるか。
- (2)森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあるか。
- (3)森林の現に有する水源の涵養機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障及ぼすおそれがあるか。
- (4)森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるか。

宮若市の意見書に関する確認事項

項目	意見書の内容	確認した結果	意見書に対する対応
市町村の土地利用上からみた意見について	・ 2号池既設排水路より放流とあるが、開発区域内の水路敷、道路、公道敷等の管理をどうするのか協議が必要。	市が申請者との協議を求めるものである。	申請者に伝達済み。 開発行為により既設水路等に影響が生じた場合は、県から指導を行う予定。
(1) 災害防止機能について	・ 災害等により土砂の流出がないよう十分な対策が必要。	防災施設の構造については、林地開発の基準を満たすものであれば疑義はない。大雨等で土砂が道路や水路に堆積することが生じないように、申請者への指導を求めるものである。	林地開発許可基準を満たしているため、特になし。 許可した場合は、県から指導を行う予定。
(2) 水害防止機能について	・ 農業用水に放流する場合、流下能力の計算など市と事前に協議が必要。	農業用水に放流する計画ではないため、林地開発の基準を満たす計画であれば、疑義はない。	林地開発許可基準を満たしているため、特になし。 許可した場合は、県から指導を行う予定。
(3) 水源涵養機能について	・ 特になし	—	—
(4) 環境保全機能について	・ 特になし	—	—
その他	・ 都市計画法の開発許可が必要。 ・ 排水のルート、調整池等詳細図を元に協議が必要。 ・ 放流先が農業用水路に影響がある場合は、地元と協議し了解を得ること。 ・ 行為に際し、降雨等による赤水等の流出が確認された場合は、申請者にて対応対策を行うこと。 ・ 騒音規制法、振動規制法に係る機器を使用する場合には届出が必要。	申請者に対して、他法令等に関しても適切に手続きを行うことを求めるものである。また、降雨等による土砂流出が発生した場合に適切な対応を求めるものである。	申請者に伝達済み。 赤水等の流出については、県から指導を行う。